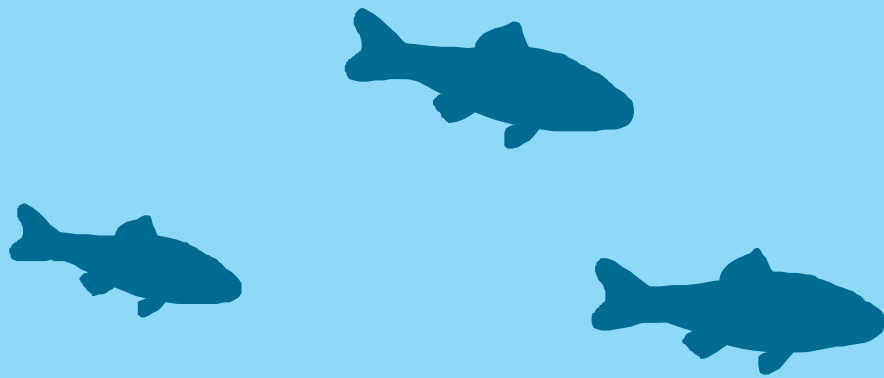


資料編



1 用語解説

かわさき教育プラン

子どもから高齢者まで、すべての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指し策定した計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン（川崎市次世代育成支援対策行動計画）

次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けて制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく川崎市の行動計画

川崎市子どもの権利に関する行動計画

平成元（1989）年に国連の総会で制定された、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、平成12（2000）年に制定された、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、総合的に子どもの権利保障を図るため制定された計画

子育て支援・わくわくプラザ事業

「わくわくプラザ」終了までに保護者の就労等のため、児童の迎えが困難な場合に、わくわくプラザ室において児童の居場所及び安全を確保することを目的とした事業

こども110番（事業）

地域において、子どもが被害者となる事件を未然に防止するとともに、大人が子どもをあたたかく見守り育てる、健全な育成環境づくりの一環として推進している事業

こども文化センター

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ることを目的とした児童厚生施設（児童館）。市内58施設を設置（他に民営児童館が1施設）

新総合計画・川崎再生フロンティアプラン

川崎の持つ特徴や個性を活かしながら、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、計画の実行性と、施策の優先順位の明確化を重視した、川崎再生のための地域経営プランとして策定した川崎市の総合計画

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や問題行動等の対応のため、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への専門的な助言・援助を行う者

青少年フェスティバル

川崎市内の青少年を中心に、時間・空間・仲間を提供し、遊びを通して様々なふれあいや体験をすることにより、青少年の情操を豊かにすると同時に、青年自身の企画運営により、青年層の社会参加を図ることを目的とした事業

ニート

「Not in Employment, Education, or Training」の頭文字の略。無業者のうち、通学も家事もしていない35歳程度までの若者

ノーマライゼーション

障害者と健常者とが、お互いを区別することなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

バーチャルワールド

仮想世界。現実には存在しない（コンピュータ上などに構築された）現実を模した世界

放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する事業

わくわくプラザ（事業）

すべての小学生を対象に、放課後の児童の安全な居場所の確保とその健全な育成を図ることを目的とした事業。市内すべての小学校（114校）の敷地内で実施

2 青少年プラン（改訂版）策定に係る青少年問題協議会の協議経過

（平成18年度）

開催年月日	会議の種類	協議内容
12月21日(木)	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・今期の協議題及び運営方法を協議 ・協議題を決定 「新・川崎市青少年プランの策定に向けて」 ・調査専門委員会を設置。調査専門委員を選出 12名
平成19年 1月25日(木)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・今後の進め方及びスケジュール確認 ・現・青少年プランについての意見交換
3月22日(木)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現・青少年プラン関連事業についての意見交換 ・現・青少年プランの施策の推進についての評価

（平成19年度）

開催年月日	会議の種類	協議内容
5月25日(金)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現・青少年プランの施策の推進についての評価 ・現・青少年プランの施策体系の見直し
7月23日(月)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新・青少年プラン(案)の作成
8月30日(木)	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・新・青少年プラン(案)について協議 ・意見具申を行うにあたり、今後の進め方等について協議 ・起草専門委員会を設置。起草専門委員を選出 5名
9月 ～ 平成20年2月	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議
2月18日(月)	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議 ・意見具申について確認

3 第25期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

(平成21年3月現在)

分野	氏名	所属
会長	阿部 孝夫	市長
市議会	西 譲治	市議会議員
	伊藤 久史	市議会議員
	吉沢 章子	市議会議員
	市川 佳子	市議会議員
教育	佐々木 武志	川崎市教育委員会(委員長)
関係行政機関	細田 隆	横浜家庭裁判所川崎支部(総括主任家裁調査官)
	山下 道雄	横浜保護観察所(企画調整課長)
	高橋 修	神奈川県川崎県民センター(所長)
	岩崎 忠雄	神奈川県警察川崎市警察部(担当補佐官)
関係団体	山田 幸久	川崎市PTA連絡協議会(会長)
	小林 美年子	川崎市青少年育成連盟(副理事長)
	石橋 博	川崎市青少年指導員連絡協議会(副会長)
	吉岡 とし江	川崎市少年補導員連絡協議会(副会長)
	倉持 順子	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会(委員)
学識経験者	小川 信夫	現代教育文化研究所
	牧 昌見	聖徳大学教授
	久田 邦明	神奈川大学講師
	糸山 恵美子	県立川崎高校スクールカウンセラー
	塚田 庸子	日本女子大学客員教授
	古谷 史子	川崎市外国人市民代表者会議第7期委員
学校	白井 達夫	川崎市立小学校長会
	今井 勇	川崎市立中学校長会
	岸 秀治	川崎市立高等学校長会
市職員	木場田 文夫	教育長
	長谷川 忠司	健康福祉局長
	菊地 義雄	市民・こども局長
	星 栄	市民・こども局こども本部長

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 平成11年7月16日法律第102号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第一六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

川崎市青少年問題協議会条例

昭和 33 年 12 月 3 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 35 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 会長は、市長をもって充てる。

4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局を市民・こども局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成19年12月19日条例第52号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 33 年 12 月 3 日

規則第 35 号

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市青少年問題協議会条例(昭和 33 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県警察川崎市警察部の職員
- (2) 横浜家庭裁判所川崎支部の職員
- (3) 横浜保護観察所の職員
- (4) 神奈川県県民部広報県民課川崎駐在事務所の職員

2 条例第 3 条第 2 項第 6 号の本市職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民・こども局長
- (2) 市民・こども局こども本部長
- (3) 健康福祉局長
- (4) 教育長

(事務局)

第 3 条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1 名

書記 若干名

2 事務局長は、市民・こども局こども本部こども青少年部長をもって充てる。

3 書記は、本市職員のうちから市長が任命する。

4 事務局長、書記は、会長の命を受けて局務を処理する。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 3 月 15 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 5 月 19 日規則第 23 号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 8 月 26 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年 9 月 14 日規則第 56 号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 7 月 18 日規則第 68 号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 10 月 15 日規則第 73 号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 46 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この改正規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日規則第 24 号) 抄
(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 10 月 14 日規則第 76 号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 26 日規則第 48 号)

この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 7 月 26 日規則第 98 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 31 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号) 抄
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

共に生き共に育つ川崎^{まち}をめざして

～「生きる力」「想像性豊かな心」「共感する心」を育てる～

川崎市青少年プラン（改訂版）

平成21年3月
川崎市市民・こども局こども本部
こども青少年部青少年育成課企画担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
電話044-200-2668